

2025年(令和7年度)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会

第2回 宿泊衛生専門委員会

議案書



湖国の感動 未来へつなぐ



キャッフィー

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



チャッフィー

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
第2回 宿泊衛生専門委員会
次第

令和5年8月29日(火) 14:00～
於：長浜市役所 多目的ルーム1

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議事

審議事項

- ・ 第1号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市弁当調達要項
- ・ 第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市宿泊衛生専門委員会
弁当部会設置要項
- ・ 第3号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市医療救護対策要項
- ・ 第4号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市防疫対策要項
- ・ 第5号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市食品衛生対策要項
- ・ 第6号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市環境衛生対策要項

4. その他

5. 今後のスケジュール

6. 閉会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市弁当調達要項

(目的)

第1条 この要項は、長浜市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」(以下「大会」という。)に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者(以下「大会参加者」という。)に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施方法)

第2条 大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)が実施するものとする。

(弁当調達計画)

第3条 弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。

(弁当の種類)

第4条 弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 斡旋弁当 選手、監督、視察員及び報道員に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

(調達期間)

第5条 調達期間は、斡旋弁当にあつては大会の開催期間(公式練習日を含む。)、支給弁当にあつては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

(弁当の料金)

第6条 弁当の料金は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下、「県実行委員会」という)が定める弁当調達要項等に準じるものとする。

(弁当調製施設の指定)

第7条 弁当調製施設の指定は、宿泊衛生専門委員会に設置する弁当部会(以下「部会」という。)において選定し、宿泊衛生専門委員会が行うものとする。

(指定取り消し)

第8条 指定取り消しは、前条の規定により受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他市実行委員会が不相当と認めたとき。

(弁当引換所の設置及び運営)

第9条 弁当引換所の設置及び運営は、衛生上の安全確保に配慮し適正に行うものとする。

(準用)

第10条 第2条から前条までの規定は、長浜市で開催される競技別リハーサル大会について準用する。

(補則)

第11条

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定めるものとし、必要に応じて部会において調査研究を行うものとする。
- (2) わたSHIGA輝く障スポにおける弁当調達業務については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和5年8月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会

宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、宿泊衛生専門委員会における弁当に関する部会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称及び調査研究事項)

第2条 名称は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。

2 部会の調査研究事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 弁当調製施設の選定に関する事。
- (2) 弁当メニューに関する事。
- (3) その他弁当に関する事。

(部会長等)

第3条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織し、部会長及び部会委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(補則)

第4条 この要項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和5年8月29日から施行する。

別表

役 職 名	所 属 ・ 職 名
部 会 長	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会 宿泊衛生専門委員会委員長 (長浜旅館飲食協同組合)
委 員	公益財団法人長浜観光協会
委 員	滋賀県湖北健康福祉事務所 (長浜保健所)
委 員	長浜市健康福祉部健康推進課
委 員	長浜市産業観光部文化観光課
委 員	滋賀県調理短期大学校
委 員	北びわこ農業協同組合
委 員	レーク伊吹農業協同組合

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 長浜市医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市医事衛生基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員および事務職員等を置く。

(3) 救護所は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、必要な処置を行う。

4 医療救護体制

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

その他

(2) 救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

(3) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(4) 炬火イベント等における医療救護

本市内における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

(5) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(6) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

(7) 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、この要項を準用する。

(3) わた SHIGA 輝く障スポにおける医療救護対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和5年8月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 長浜市防疫対策要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市医事衛生基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 防疫に対する知識の普及および意識の啓発

選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下、「参加者等」という。）の感染症の発生予防のため、県、県実行委員会、関係機関・団体等の協力を得て、ホームページや SNS 等を活用した広報活動等の実施により、防疫に関する正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

(2) 健康管理

参加者等が利用する宿舎および食品提供施設等は、参加者等に感染症予防のため、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を周知し、業務従事者の健康管理に努める。

(3) 感染症患者の発生時の措置

参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合は、保健所と連携し、指示を受けて、感染症のまん延防止に努める。

(4) 緊急連絡体制の整備

参加者等に感染症患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における防疫対策についても、この要項を準用する。

(3) わた SHIGA 輝く障スポにおける防疫対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和5年8月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市医事衛生基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、県、県実行委員会、関係機関・団体等の協力を得て、選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）が利用する宿舎および食品提供施設等に対し、より一層の食品衛生に関する正しい知識の普及および意識の啓発を図る。

(2) 監視・指導の実施

保健所等と連携・協力し、食品提供施設等に対する監視・指導を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(3) 自主的な衛生管理活動の促進

県、県実行委員会、関係機関・団体等の協力を得て、参加者等が利用する宿舎および食品提供施設等を対象に、食品衛生推進員等と連携し、自主的な衛生管理活動の促進を図る。

(4) 食中毒発生時の措置

参加者等に食中毒患者が発生した場合には、保健所と連携し、指示を受けて、事故の拡大防止に努める。

(5) 緊急連絡体制の整備

参加者等に食中毒患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) わた SHIGA 輝く障スポにおける食品衛生対策については、県実行委員会が主体と

なって実施する。

附則

この要項は、令和5年8月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 長浜市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市医事衛生基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 会場および生活環境の美化

県、県実行委員会、関係機関・団体等の協力を得て、次の事項を実施する。

ア 競技・練習会場（以下、「会場」という。）、河川・道路等公共の場所および観光地等の清掃を実施する。

イ ごみの持ち帰りの呼びかけや、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等ごみのポイ捨て防止の徹底およびマナーの向上を図る。

(2) 宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導するとともに、保健所等と連携し、衛生講習会を実施する。

(3) 廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進

会場等におけるリユース可能な資機材の活用など、廃棄物の発生抑制に努める。

また、分別収集を徹底し、廃棄物の適正な処理とリサイクルを推進する。

(4) 衛生害虫等の駆除

会場等の管理者に対し、必要に応じてねずみ・衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策を行うよう、関係団体等の協力を得て指導等を行う。

(5) 飲料水の衛生対策

水道事業者に対し、飲料水の衛生保持のため、必要に応じて水質検査等を行うよう、指導等を行う。

(6) 飼い犬等の適正管理

関係機関・団体等と連携し、犬の登録等の徹底に努め、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。

(7) 受動喫煙防止対策

会場等に喫煙所を設置する場合は、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

また、県、県実行委員会等の協力を得て、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) わた SHIGA 輝く障スポにおける環境衛生対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和5年8月29日から施行する。